



申10号「ワンマン運転の拡大について」に関する申し入れ第2回交渉を行う!②

第19項 交通弱者や不慣れなお客さまが安全・安心・便利にご利用いただける環境を整えること。

《確認事項》

- ・ 地元との協議を通じて多くのお客さまに利用される鉄道を目指す。

(会社の主張)

- ・ 中編成、長編成における車いすの乗降は、課題があるので他社の事例などを検討していく。

第20項 ワンマン運転の拡大実施にあたっては、お客さまへの周知を行い、沿線自治体・学校等への説明を行うこと。また、乗車方法や乗車マナーについて現行も周知不足の課題があるため案内を徹底すること。

《確認事項》

- ・ お客さまへの周知を行い、沿線自治体・学校等への説明を行う。
- ・ 乗車方法や乗車マナーについての案内を行う。
- ・ ポスター、プラットホームキャンペーン、声かけサポート運動等、様々な方法で対応する。

(組合の主張)

- ・ 利用状況を踏まえて、利用の多い時間帯に係員を配置すべきである。

(会社の主張)

- ・ 学校や地元の協力が重要である。
- ・ 要員配置に関しては、利用状況を見て検討する。

第21項 中・長編成については線区での試行を行い、結果について労使協議を行うこと。

(組合の主張)

- ・ 中編成、長編成について未だに不確定のところがあ。長編成の試運転も行っていないので安全確保できるのか。問題意識を合わせるために本部一本社間での議論を行うべきである。
- ・ 新たな線区で試運転が始まった段階で、前広に情報提供を行うべきだ。

(会社の主張)

- ・ 具体的な内容は地方機関での議論になる。
- ・ 労使協議の必要性は、お互いが必要な時にを行うのが前提。会社からは、考えがまとまり成案になった時に提案をする考えである。
- ・ 協約の枠組みの中で行う。

第22項 ワンマン運転の拡大実施にあたっては、地方での議論、準備期間、検証期間を十分に確保し、労使合意の上で実施すること。

《確認事項》

- ・ 線区の特情も踏まえ検証を行い、地方機関で議論を行ったうえで実施する。
- ・ 実施までのスケジュールに合わせて、必要な教育訓練などを行っていく。
- ・ これまでと同様に、本線上で現車による試運転や訓練運転は、今後も行っていく。
- ・ 必要な移行期間があり、変化点の管理は必要だ。

(会社の主張)

- ・ 車掌業務がないところに車掌を配置しない。
- ・ 可能性を排除するつもりはないが、本社として実施日以降は車掌を乗務させる考えはない。
- ・ 変化点については、車掌ではなく、支社や地区社員の対応など様々ある。

車掌を乗務させただうえで検証期間を設け、ワンマン運転へ移行する判断をすべきだ!

第23項 ワンマン運転の拡大実施後においても引き続き検証を行い、必要な議論を行うこと。

《確認事項》

- ・ 具体的な提起があれば労使協議・議論を行っていく。